

コマツ教習所株式会社 北海道センタ

令和5年

令和6年

4月～3月

〒061-1274 北海道北広島市大曲工業団地 1-6

Tel 011-377-3866

Fax 011-377-3865



技能講習

10種類

特別教育

16種類

安全衛生教育

8種類

臨時開催・出張講習等にご相談ください。
※ご要望にあわせ検討させていただきます。

PC
スマホ
から

24時間いつでも
予約OK! 先着順



コマツ教習所 北海道センタ

検索

<https://www.komatsu-kyoshujo.co.jp/hokkaido/>

予約

必要書類の提出

受講票の受取り

受講料の振込

北広島ICから近く、お車でお越しの方にも大変便利な場所に位置する等センタは車両系建設機械・フォークリフトなどの技能講習をはじめ、特別教育、安全衛生教育を実施しております。中でもフォークリフト講習は広々とした全天候型実技場を完備しています。経験豊富な講師による親切丁寧な指導と充実した受講環境で、スタッフ一同皆様をお待ちしております。



アクセス

中央バス札幌ターミナルから…千歳線、広島線で「柏葉2丁目」下車（約44～60分）徒歩3分
中央バス千歳駅前から…千歳線で「柏葉2丁目」下車（約44～60分）徒歩3分
地下鉄東豊線「福住」から…中央バス【福】96、【福】97「柏葉2丁目」下車（約28分）徒歩3分
地下鉄東西線「大谷地」から…中央バス【大69】「柏葉2丁目」下車（約24分）徒歩3分
地下鉄東西線「新さっぽろ」から…中央バス・JRバス【新110】「柏葉2丁目」下車（約26分）徒歩3分

車でお越しの方

道央自動車道・北広島ICから1.3km、国道36号線沿い（車で約5分）



宿泊のご案内

当センタでの受講に便利な宿泊施設は下記のとおりです。宿泊をご希望の方は、直接ご予約をお願いします。

●北広島クラッセホテル（当センタより車で20分）	〒061-1101	北海道北広島市中の沢316-1	Tel 011-373-3800
●えにわステーションホテル（当センタより車で25分）	〒061-1449	北海道恵庭市黄金中央2丁目1-5	Tel 0123-34-2400
●えにわビジネスホテルSG（当センタより車で25分）	〒061-1415	北海道恵庭市泉町111-1	Tel 0123-33-5611

受講要件等と受講費用

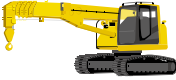
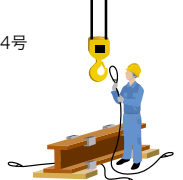
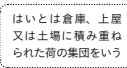
※全て消費税込みの金額です。

技能講習	コース	日数	受講要件(■のいずれかに該当する方)	受講料 (円)	テキスト代 (円)	合計 (円)	助成金 対象
車両系建設機械 (整地・運搬・積込み用及び掘削用) 登録番号：北労安教第150号  ドラグ・ショベル ホイールローダ (4輪駆動)	14H	2日	■大型特殊自動車免許を有する方 ■不整地運搬車運転技能講習を修了された方 ■自動車免許(普通以上)を保有し、かつ、機体質量3t未満の車両系建設機械(整地等又は解体用)の特別教育又は最大積載量1t未満の不整地運搬車の特別教育修了後、 その運転業務に3か月以上従事した経験を有する方 ※「 従事した経験を有する方 」の必要書類を下記で説明	43,800	2,200	46,000	○
	38H	5日	■受講要件はありません	102,800	2,200	105,000	○
車両系建設機械(解体用) 登録番号：北労安教第280号  コンクリート圧碎機 ブレーカー 解体用つかみ機 鉄骨切断機 解体用つかみ機	5H	1日	■車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転技能講習を修了された方	24,800	2,200	27,000	○
フォークリフト 登録番号：北労安教第151号  カウンタバランスフォークリフト リーチフォークリフト	11H	2日	■大型特殊自動車免許(カタピラ限定を除く)を有する方 ■自動車免許(普通以上)を保有し、かつ、最大荷重1t未満のフォークリフトの特別教育修了後、 その運転業務に3か月以上従事した経験を有する方 ※「 従事した経験を有する方 」の必要書類を下記で説明	21,800	2,200	24,000	-
	31H	4日	■自動車免許(普通以上)を有する方	52,800	2,200	55,000	-
	35H	5日	■受講要件はありません	60,800	2,200	63,000	-
ショベルローダー等 登録番号：北労安教第159号  ショベルローダー フォークローダー	11H	2日	■大型特殊自動車免許(カタピラ限定を除く)を有する方 ■自動車免許(普通以上)を保有し、かつ、最大荷重1t未満のショベルローダーの特別教育修了後、 その運転業務に3か月以上従事した経験を有する方 ※「 従事した経験を有する方 」の必要書類を下記で説明	25,800	2,200	28,000	○
	31H	4日	■自動車免許(普通以上)を有する方	71,800	2,200	74,000	○
不整地運搬車 登録番号：北労安教第282号  ゴムクローラ式不整地運搬車 ホイール式不整地運搬車	11H	2日	■大型特殊自動車免許を有する方 ■車両系建設機械(整地等又は解体用)運転技能講習を修了された方 ■自動車免許(普通以上)を保有し、かつ、機体質量3t未満の車両系建設機械(整地等又は解体用)の特別教育又は最大積載量1t未満の不整地運搬車の特別教育修了後、 その運転業務に3か月以上従事した経験を有する方 ※「 従事した経験を有する方 」の必要書類を下記で説明 ■2級の建設機械施工管理技術検定-第2次検定(第2~6種)合格者 ■1級の建設機械施工管理技術検定-第2次検定(トラクター系以外)合格者	40,800	2,200	43,000	○
高所作業車 登録番号：北労安教第281号  垂直昇降型高所作業車 伸縮ブーム型高所作業車	12H	2日	■小型移動式クレーン運転技能講習を修了された方 ■移動式クレーン運転士免許を有する方	43,800	2,200	46,000	○
	14H	2日	■自動車免許(普通以上)を有する方 ■車両系建設機械(整地等又は解体用)運転技能講習を修了された方 ■フォークリフト運転技能講習を修了された方 ■ショベルローダー等運転技能講習を修了された方 ■不整地運搬車運転技能講習を修了された方 ■車両系建設機械(基礎工事用)運転技能講習を修了された方 ■建設機械施工管理技術検定-第2次検定合格者	45,800	2,200	48,000	○
ガス溶接 登録番号：北労安教第356号 	13H	2日	■受講要件はありません	22,120	880	23,000	○

※**従事した経験を有する者の証明として、『特別教育修了証明』『事業主経験証明』『特定自主検査記録表』の添付が必要です。**
特別教育修了証明とは、該当機種の運転業務に従事する為に必要な特別教育を受講した証明書のことで、教習機関等が教育を実施し交付した『特別教育修了証』又は労働安全衛生法第38条による、事業者が実施した教育の記録を残した『特別教育実施記録』のどちらかを提出してください。
事業主経験証明とは、事業主は、受講者が該当機種の特別教育修了後にその運転業務に従事した期間の証明として受講申込書の下段にある事業主経験証明書欄へ記入及び押印し証明することです。(事業主が受講者の場合は第三者の証明が必要です)
〈証明内容〉 ■特別教育修了日 ■業務従事期間 ■業務経験時使用機種の詳細(メーカー名・型式・機体質量又は最大積載量・所有者)
特定自主検査記録表とは、業務経験時に使用した機種の検査を実施したことの結果を証明する書類のことです。

受講要件等と受講費用

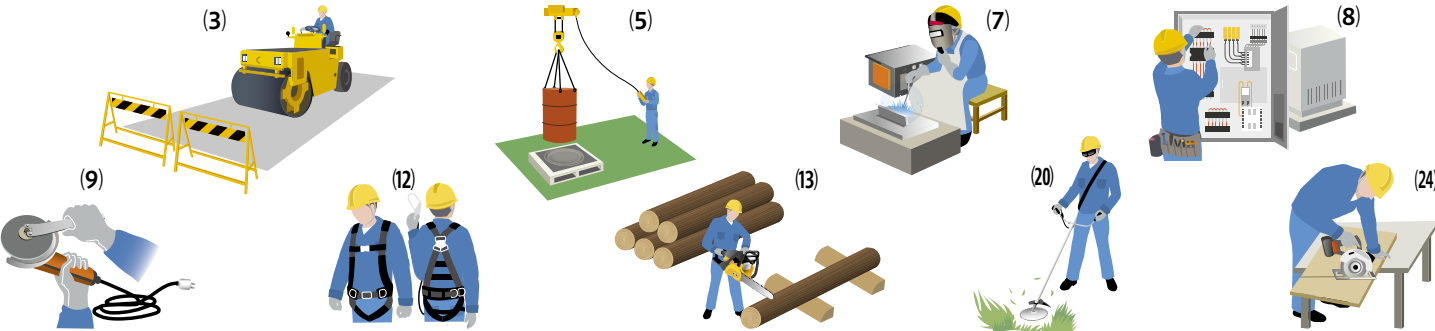
※全て消費税込みの金額です。

技能講習	コース	日数	受講要件(■のいずれかに該当する方)	受講料 (円)	テキスト代 (円)	合計 (円)	助成金 対象
小型移動式クレーン 登録番号：北労安教第248号  	16H	3日	■玉掛け技能講習を修了された方 ■床上操作式クレーン運転技能講習を修了された方 ■クレーン・デリック運転士免許を有する方 ■揚貨装置運転士免許を有する方	44,800	2,200	47,000	○
	20H	3日	■受講要件はありません	49,800	2,200	52,000	○
玉掛け 登録番号：北労安教第294号 	15H	3日	■小型移動式クレーン運転技能講習を修了された方 ■床上操作式クレーン運転技能講習を修了された方 ■クレーン・デリック運転士免許を有する方 ■移動式クレーン運転士免許を有する方 ■揚貨装置運転士免許を有する方	23,800	2,200	26,000	○
	19H	3日	■受講要件はありません	28,800	2,200	31,000	○
はい作業主任者 登録番号：申請中 	12H	2日	※21歳以上の方。受講申込書に事業主経歴証明が必要です。 ■はい付けまたは、はいくずしの作業に3年以上従事された経験を有する方	16,405	1,595	18,000	—

※受講費用は税込み・テキスト代も含まれております。

区分	No.	種 類	コース	日数	講習対象	受講費用 (円)	助成金 対象
特別教育	(1)	小型車両系建設機械（整地等3t未満）の運転の業務	13H	2	機体質量が3t未満の車両系建設機械（整地・運搬・積み込み用及び掘削用）の運転業務	18,000	○
	(2)	小型車両系建設機械（解体用3t未満）の運転の業務	4H	1	機体質量が3t未満の車両系建設機械（解体用）の運転業務 ※小型車両系（整地等）修了者が対象です。	15,000	○
	(3)	ローラーの運転の業務	10H	2	締固め用機械（ローラー）の運転業務	17,000	○
	(4)	フォークリフト（1t未満）の運転の業務	12H	2	最大荷重が1t未満のフォークリフトの運転業務	18,000	
	(5)	クレーン（5t未満）の運転の業務	13H	2	つり上げ荷重が5t未満のクレーン（移動式クレーンを除く）の運転業務	18,000	○
	(6)	高所作業車（2～10m未満）の運転の業務	9H	2	作業床の高さが10m未満の高所作業車の運転業務	18,000	○
	(7)	アーク溶接等の業務	21H	3	アーク溶接機を用いて行う金属の溶接、溶断等の業務	23,000	○
	(8)	電気取扱業務（低圧）	14H	2	交流600V以下の充電回路の敷設や修理、開閉器の操作の業務	20,000	○
	(9)	研削といしの取替え等の業務（自由研削用）	6H	1	自由研削といしの取替えまたは取替え時試運転の業務	12,000	○
	(10)	粉じん作業	4.5H	1	粉じん障害防止規則第2条第1項第3号の特定粉じん作業に係る業務	12,000	○
	(11)	足場の組立て等の業務	6H	1	足場の組立て等の業務	16,000	○
	(12)	墜落制止用器具のうちフルハーネス型のものを用いて行う業務	6H	1	フルハーネス型墜落制止用器具を用いる業務	15,000	○
	(13)	令和2年8月改正 伐木等の業務（チェーンソー）	18H	3	チェーンソーによる伐木等の業務	28,000	
	(14)	伐木等の業務（則第36条第8号チェーンソー含む）修了者対象追加講習（補講）	2.5H	1	伐木等の業務（則第36条第8号チェーンソー含む）を修了された方	7,000	
	(15)	伐木等の業務（則第36条第8号の2）修了者対象追加講習（補講）	5H	1	伐木等の業務（則第36条第8号の2）を修了された方	12,000	
	(16)	電気自動車等の整備の業務	7H	1	電気自動車整備 ※建設機械、電動式バッテリーフォークリフトをメインとした内容です	14,000	
安全衛生教育	(17)	車両系建設機械（整地・運搬・積み込み用及び掘削用）運転業務従事者安全衛生教育	6H	1	技能講習を修了された方（おおむね5年ごと）	12,000	○
	(18)	フォークリフト運転業務従事者安全衛生教育	6H	1	技能講習を修了された方（おおむね5年ごと）	12,000	
	(19)	玉掛業務従事者安全衛生教育	5H	1	技能講習を修了された方（おおむね5年ごと）	12,000	○
	(20)	刈払機取扱作業者安全衛生教育	6H	1	刈払機を使用する作業に従事される方	13,000	
	(21)	チェーンソー以外の振動工具取扱者に対する振動障害防止のための安全衛生教育	4H	1	チェーンソー以外の振動工具を使用する作業に従事される方	12,000	
	(22)	職長教育・安全衛生責任者教育	14H	2	労働者を直接指導監督する方、新たに職務につくことになった職長・安全衛生責任者	21,000	
	(23)	有機溶剤業務従事者（基発第377号）安全衛生教育	4.5H	1	有機溶剤業務に従事される方	13,000	
	(24)	丸のこ等取扱作業従事者に対する安全衛生教育	4H	1	丸のこ等を取扱う作業に従事される方	12,000	

■特別教育・安全衛生教育のご案内



《講習日程表 2023年度（2023年4月～2024年3月）》

[illegible][illegible]

6月		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	
		木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	
技能講習	車両系建設機械 (整地・運搬・積込・掘削用)	K	K14								K14								K14							K38後						
		5/29～ K38																K38前								K38後						
	フォークリフト	F				F31							F11								F11							F31	F11			
	ショベルローダー等	S																														
	小型移動式クレーン	L	L16・20																		L16・20											
	不整地運搬車	U				U11																	U11					U11				
	高所作業車	H				H12・14													H12・14								H12・14					
	玉掛け	T												T15・19															T15・19			
	ガス溶接	G												G13																G13		
車両系建機（解体用）	B									B5								B5										B5				
はい作業主任者		はい12																														
特別教育						ローラー					フォーク(1t未満)					ローラー							高所(10m未満)				高所(10m未満)					
	足場										といし						伐2.5H						粉じん			といし				フルハーネス		
安全衛生教育		フルハーネス								改正伐木						電気自動車						改正伐木										
			振動					刈払														刈払				玉掛け						
								職長・安貴																								

※講習日程は都合により変更する場合がありますのでご了承ください。

北海道センタ

[illegible]

2月		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
		木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木
技能講習	車両系建設機械 (整地・運搬・積込・掘削用)	K	K14								K14											K14								
			K38								K38前								K38後											
	フォークリフト	F	F11													F31						F31						F11		
			F31前	F31後											F35															
	ショベルローダー等	S					S11				S31前	S31後																		
	小型移動式クレーン	L							L16・20							L16・20													L16・20	
	不整地運搬車	U								U11																				
	高所作業車	H					H12・14																					H12・14		
玉掛け	T	T15・19									T15・19											T15・19								
ガス溶接	G								G13							G13														
車両系建機（解体用）	B	B5												B5													B5			
はい作業主任者																						はい12								
特別教育																	ローラー				小型建機(整地)							フォーク(1t未満)		
								フルハーネス							アーク溶接						クレーン(5t未満)							足場	といし	
安全衛生教育						刈払		玉掛け				改正伐木									伐木5H							建機		
														職長・安貴												丸のこ		振動		

[illegible]

講習予約から資格取得までの流れ

受講コースと 日程を選ぶ

- 保有資格や業務経験により受講コース（日数・時間・料金）が異なる場合もあります。見開き頁に記載の受講要件をご確認ください。

予約する

（申込み完了ではありません）

≪Webサイト≫

パソコン・スマホで
24H予約が可能



定員になり次第締め切りとなります。
空き状況を確認してご予約ください。

<https://www.komatsu-kyoshujo.co.jp/hokkaido/>

※電話でのご予約は〈平日〉9:00-17:00に対応しております。☎011-377-3866
※予約をせずに受講申込書を送付された場合、ご希望の講習日に受講できないこともあります。

申込み

（期限までに必要書類の提出）

- 予約後10日以内に受講申込書及び受講申込書に記載の必要書類をメール、郵送、Fax又は窓口持参でご提出ください。※予約が受講開始日の10日前を切っている場合は郵送以外の方法で受講開始3日前（土日祝を除く）までにご提出ください。

☆Webサイトで受講申込書を作成された方は、**メールで提出ができます**。

※但し事業主の証明が必要なコースは除きます。 ※受講申込書はWebサイトからダウンロードも可能です。

受講票の受け取り

（申込み完了）

- 受講申込書等の必要書類提出後、内容を確認し受講票をお送りいたします。当日の持ち物及び注意事項、写真撮影時（無料）に必要な受講番号を記載しておりますので必ず事前にご確認ください。

受講票



受講費用の お振込み

（受講票受取後）

- 申込み完了後に振込先をご案内しますので受講開始3日前（土日祝を除く）迄にお振込みください。
※受講費用未納の方は受講できません。 ※振込手数料はお客様にてご負担願います。
※原則領収証の発行はしておりません。（ご利用明細票をもって領収証の発行に代えさせていただきます）

受講初日

※持ち物・注意事項は
受講票をご確認ください。

- 8時00分**までにご来所ください。（開場：7時30分）
※**時間厳守**をお願いします。

受講開始後の遅刻・早退・欠席は
欠格となり受講費用の返金は致し
ません。

実技時の服装等 について

- できるだけ動きやすく作業に適した服を着用し、安全靴か運動靴を履いてください。（ランニング・半ズボン・スカート・サンダル等は禁止です）
- ヘルメットをお持ちの方はご持参ください。お持ちでない方はお貸しいたします。

修了証交付

- 規定の講習時間を受講し、試験に合格すると修了証が即日交付されます。

会社
に支給

人材開発支援助成金（建設労働者技能実習コース）制度のご案内

建設業に携わる中小企業の事業主が従業員の技能向上等のために技能実習を受講させた場合経費や賃金の一部が助成されます。

《対象となる事業主》

詳細は労働局またはハローワークへお尋ねください

- ◆資本金3億円以下または従業員数300人以下
- ◆雇用保険料率が「建設の事業」の適用を受ける建設事業主
- ◆雇用管理責任者を選任していること
- ◆雇用する建設労働者（雇用保険被保険者）に、有給で受講させる場合（所定労働時間外や休日に受講させた場合は、労働基準法に定める割増賃金を支払う、又は振替休日を与える等する場合）

令和4年8月時点

建設労働者技能実習コース	経 費 助 成	賃 金 助 成
雇用保険被保険者数 20人以下の中小建設事業主	受講料の75%（15%）	一人あたり 日額8,550円（2,000円）
雇用保険被保険者数 21人以上の中小建設事業主	35歳未満 受講料の70%（15%） 35歳以上 受講料の45%（15%）	一人あたり 日額7,600円（1,750円）
中小以外の建設事業主 女性建設労働者	受講料の60%	なし

（ ）内は生産性の向上が認められる場合 要件については厚生労働省ホームページで確認してください。

助成金制度ご利用の方は受講申込書提出時に受講申込書の助成金制度の利用に○をしてお申込みください。